

変更認定事業再構築計画の内容の公表

1. 変更認定した年月日 平成 24 年 9 月 10 日
2. 変更認定事業者名 株式会社十六銀行、株式会社岐阜銀行

3. 変更後の認定事業再構築の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

変更前	変更後
<p>【省略】</p> <p>十六銀行及び岐阜銀行は、本減資、本公的資金返済及び本消却等を条件として、本株式交換を行います。三菱東京 UFJ 銀行は、本株式交換の効力発生等を条件として、本株式交換の効力発生日を払込期日とする、岐阜銀行に対する出資を行います。その後、十六銀行及び岐阜銀行は、岐阜銀行の業務運営の効率化等を実施した上で、平成 24 年 9 月中下旬を目途として、本合併を行う予定です。</p> <p>【省略】</p>	<p>【変更なし】</p> <p>十六銀行及び岐阜銀行は、本減資、本公的資金返済及び本消却等を条件として、本株式交換を行います。三菱東京 UFJ 銀行は、本株式交換の効力発生等を条件として、本株式交換の効力発生日を払込期日とする、岐阜銀行に対する出資を行います。その後、十六銀行及び岐阜銀行は、岐阜銀行の業務運営の効率化等を実施した上で、平成 24 年 9 月 18 日を効力発生日として、本合併を行う予定です。</p> <p>【変更なし】</p>

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

変更前	変更後
<p>生産性の向上としては、平成 26 年 3 月期には平成 22 年 3 月期に比べて、<u>自己資本当期純利益率(株式会社十六銀行及び株式会社岐阜銀行の合算ベース)を 2.09%以上改善させることを見込んでおります。</u></p> <p>財務内容の健全性としては、平成 26 年 3 月期には有利子負債はキャッシュフローの <u>3.1 倍</u>とすることとしており、平成 25 年度の経常収入は経常支出を上回る(経常収支比率は 129.6%) 予定です。</p>	<p>生産性の向上としては、平成 26 年 3 月期(合併後の株式会社十六銀行の単体ベース)には平成 22 年 3 月期(株式会社十六銀行及び株式会社岐阜銀行の合算ベース)に比べて、従業員 1 人当たりの付加価値額が、<u>11.05%上昇</u>すると見込んでおります。</p> <p>財務内容の健全性としては、平成 26 年 3 月期には有利子負債はキャッシュフローの <u>5.8 倍</u>とすることとしており、平成 25 年度の経常収入は経常支出を上回る(経常収支比率は 124.6%) 予定です。</p>

4. 変更後の事業再構築の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

- 中核的事業
認定計画から変更なし
- 選定理由
認定計画から変更なし

(2) 事業再構築を行う場所

- 認定計画から変更なし

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容
別表のとおり

(4) 事業再構築の開始時期及び終了時期
認定計画から変更なし

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数（平成 22 年 11 月末時点）
認定計画から変更なし

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数（平成 26 年 3 月末計画）
認定計画から変更なし

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数（平成 26 年 3 月末計画）
認定計画から変更なし

(4) (3) 中、新規に採用される従業員数
認定計画から変更なし

(5) 事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数
認定計画から変更なし

別表

事業再構築の措置の内容

【変更前】

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更 株式交換による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	○ 株式会社十六銀行及び株式会社岐阜銀行は、株式交換の方法による経営統合を実施し、十六銀行が岐阜銀行を子会社化する。 (1) 完全親会社となる会社(平成 22 年 11 月 30 日時点) 名称：株式会社十六銀行 住所：岐阜県岐阜市神田町 8 丁目 26 番地 代表者：取締役頭取 堀江 博海 資本金：368 億円 (2) 完全子会社となる会社(平成 22 年 11 月 30 日時点) 名称：株式会社岐阜銀行 住所：岐阜県岐阜市宇佐南 1 丁目 7 番 1 号 代表者：取締役頭取 大熊 義之 資本金：208 億円 (3) 株式交換比率 1 (十六銀行) : 0.089(岐阜銀行) (4) 株式交換予定日：平成 22 年 12 月 22 日	
資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	○ 株式会社岐阜銀行が増資を行う。 (1) 増加前資本金：100 億円 (2) 増加する資本金：150 億円 (3) 増資の方法：第三者割当増資 (4) 増資予定日：平成 22 年 12 月 22 日	租税特別措置法第 80 条第 1 項第 1 号(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)
合併による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	○ 株式会社十六銀行と株式会社岐阜銀行が合併する。 (1) 存続会社(平成 22 年 11 月 30 日時点) 名称：株式会社十六銀行 住所：岐阜県岐阜市神田町 8 丁目 26 番地 代表者：取締役頭取 堀江 博海 資本金：368 億円 (2) 消滅会社(平成 22 年 11 月 30 日時点) 名称：株式会社岐阜銀行 住所：岐阜県岐阜市宇佐南 1 丁目 7 番 1 号 代表者：取締役頭取 大熊 義之 資本金：208 億円 (3) 合併比率：未定 (4) 合併予定日：平成 24 年 9 月中下旬	
事業革新		
第 2 条第 4 項第 2 号ハ	【省略】 具体的数値基準 <u>平成 26 年 3 月期の「業務粗利益 1 円当たりの経費」を平成 22 年 3 月期との比較において 13.7%低減させる(十六銀行及び岐阜銀行合算ベース)。</u>	租税特別措置法第 80 条第 1 項第 1 号(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

【変更後】

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>事業の構造の変更</p> <p>株式交換による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>○ 株式会社十六銀行及び株式会社岐阜銀行は、株式交換の方法による経営統合を実施し、十六銀行が岐阜銀行を子会社化する。</p> <p>(1) 完全親会社となる会社(平成 22 年 11 月 30 日時点) 名称：株式会社十六銀行 住所：岐阜県岐阜市神田町 8 丁目 26 番地 代表者：取締役頭取 堀江 博海 資本金：368 億円</p> <p>(2) 完全子会社となる会社(平成 22 年 11 月 30 日時点) 名称：株式会社岐阜銀行 住所：岐阜県岐阜市宇佐南 1 丁目 7 番 1 号 代表者：取締役頭取 大熊 義之 資本金：208 億円</p> <p>(3) 株式交換比率 1 (十六銀行) : 0.089(岐阜銀行)</p> <p>(4) 株式交換実施日：平成 22 年 12 月 22 日</p>	
<p>資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>○ 株式会社岐阜銀行が増資を行う。</p> <p>(1) 増加前資本金： 100 億円 (2) 増加する資本金： 150 億円 (3) 増資の方法：第三者割当増資 (4) 増資実施日：平成 22 年 12 月 22 日</p>	<p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 1 号(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p>
<p>合併による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>○ 株式会社十六銀行と株式会社岐阜銀行が合併する。</p> <p>(1) 存続会社(平成 24 年 3 月 31 日時点) 名称：株式会社十六銀行 住所：岐阜県岐阜市神田町 8 丁目 26 番地 代表者：取締役頭取 堀江 博海 資本金：368 億円</p> <p>(2) 消滅会社(平成 24 年 3 月 31 日時点) 名称：株式会社岐阜銀行 住所：岐阜県岐阜市宇佐南 1 丁目 7 番 1 号 代表者：取締役頭取 湯畑 正泰 資本金：150 億円</p> <p>(3) 合併比率：0.9(十六銀行)：1(岐阜銀行)</p> <p>(4) 合併予定日：平成 24 年 9 月 18 日</p>	<p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 5 号(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p>
<p>事業革新</p>		
<p>第 2 条第 4 項第 2 号ハ</p>	<p>【変更なし】</p> <p>具体的数値基準 <u>平成 26 年 3 月期(合併後の十六銀行単体ベース)の「業務粗利益 1 円当たりの経費」を平成 22 年 3 月期(十六銀行及び岐阜銀行合算ベース)との比較において 9.0%低減させる。</u></p>	<p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 1 号(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p>